

公共下水道特別使用許可申請要領

川西市上下水道局経営企画課

1、 根拠

川西市下水道条例（昭和49年条例第27号）第22条
（特別使用）

処理区域外の者であっても公共下水道の管理上支障がない場合は、管理者が必要と認めた者に限り、下水を排除するために公共下水道の特別使用を許可することができる。

2、 提出書類 各1部

受益者申告書

公図（字限図）（写し可）

不動産登記全部事項証明（土地）（写し可）

公共下水道特別使用許可申請書

排水計画図

位置図（住宅地図可 A4サイズ）

ただし、受益者負担金が納付済の場合、提出書類は のみになります。

は法務局が発行したことを証明する公印が印字されたものに限り、
は 公図の場所と一致するように色塗り等でわかりやすくしてください。

3、 受益者負担金

許可条件の一つとして受益者負担金の納付があります。

この負担金は、申請時点の公簿により賦課します。

受益者申告書の提出が必要です。

負担金の額は、下記のとおりです。

南部地区 150円/m²

中部地区 180円/m²

北部地区 100円/m²

調整地区 340円/m²

に土地面積を乗じた額

ただし、用途区域による減免があります。

20%減免 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域

10%減免 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

10%減免 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域